

事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.hoshinren.jp>

231 号

2022 年 8 月 18 日

一般社団法人
鍼灸マッサージ師会

開催のお知らせ

活法整体術・実技講座のご案内

～マッサージ整体の基本 身体の使い方～

講師：清水鏡晴

コロナ禍ではありますが伝統手技療法臨床研修会を開催します。

(但し緊急事態や、講師の感染などあれば中止します)

コロナ禍でありますので限定 6 名、3 組で開催します。

日時：9 月 11 日（日曜日） 14：30～17：00

場所：東京都内（参加希望者には別途ご連絡します）

料金：会員 1,000 円、非会員 3,000 円 ※料金は当日お支払いください。

参加人数：6 名 3 組を予定しています。

ウェブ配信：YouTube 配信を予定しています。※当日会員サイトから URL を送ります。

申し込み：一般社団法人鍼灸マッサージ師会、事務局

TEL：03-3299-5276 平日、月曜～金曜 9 時～18 時まで

体験マッサージのお知らせ

日時：9 月 8 日（第 2 木曜日） 13：30 ～ 15：00

場所：千駄ヶ谷社会教育館・和室 ※事前の予約をお願いいたします。

TEL：03-3375-6151

山口 充子



鍼灸マッサージは医療なのか？

2022/8/11 副代表理事 橋本利治

6月19日一般社団法人鍼灸マッサージ師会の総会が開催されました。会場での不手際もあり会員諸氏にはご迷惑をおかけしたことをこの書面でお詫び申し上げます。

さてこの総会の前段で私は基調報告として世界の動向から鍼灸界を俯瞰して私たちの置かれている現状を説明しました。

少なくとも現状では何もしなければ確実にこの業種は医療という範疇から消え去る運命にある存在だということを鍼灸マッサージ師の皆さんと共有したつもりでいます。制限時間10分を過ぎたとかの批判もあるようですが、このことを抜きにしてこの業界の未来は望めないと考えたからです。

受領委任制度導入はよかったのか

鍼灸柔整新聞（1086号2018年12月10日号）「医療は国民のために」（上田孝之氏）にて保険者が考えている療養費について核心を得た記事が掲載されているのでこれを参考に解説します。

この記事の中で保険者は「敢えて療養費から医科への受診誘導をする」、「保険者は赤字財政で医療費抑制をしなければならないにもかかわらず高額な医科受診へ誘導する」。

不思議に思って保険者に尋ねると答えは「どのようにするかは保険者に決定権がある」「医科か療養費かの選択の自由はない」「療養費は療養の給付の補完物」との回答であるとのこと。

そこには単純に医療費が高額かどうかではなく長期的に見て医療の受診が遅れて施術が長引けば結果的により高額になるというのである。

要するに鍼灸や柔整は「信用できない」「患者の健康被害を減らすことが最重要事項である」このような認識のもとに保険行政が運用されている。記事では根拠のない事象による不信を患者、施術者、保険者が協力しなければならない。この前提に立たなければ受領委任払い制度の移行は注意が必要だ、と警鐘を鳴らしている。

さてそれから4年が経過したのであるが、この注意喚起をどれほどの人が受け止めたのであろうか。その後の情勢を見ていると何ら理解していなかったのではないかと思わされる事象が散見される現在である。

本質を見誤ってはならない！

さてこのようなことを踏まえると現在の療養費の受療制限、料金改定など保険者の思惑が理解できる、本来なら鍼灸師会が率先して受領委任制度を推進することにはおのずと慎重にならざるを得ないと思われる、そして受領委任制度の中で不支給が多発する現在を考えれば今からでも遅くはなく、それへの対処を考えておかねばならないと考えています。

健康保険で鍼灸マッサージを！

自費ではなく何故健康保険なのか、なぜ私たちは健康保険にこだわるのでしょうか。矢野経済研究所発行「接骨院、鍼灸院、マッサージ院市場の展望と戦略」2022年版において今年5月に市場調査をした結果がまとめられました、その報告書によると保険取り扱いが2020年比で4ポイント下落、自費治療は3ポイント上昇しているとの事でした。保険診療が厳しくなる中で自費に占める割合が上がって

いる、これは致し方がないのであるが、そのようにして保険診療を忌避するといずれ使えなくなると思われます。

人それぞれ意見はあると思います。儲かるから？楽だから？食いつばぐれることがないから。それはそれでも良いのですが一応健康保険法第1条にその目的が掲げられています。

健康保険法第1条目的：「健康保険制度は、労働者^[* 1] 又はその被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産^[* 2] に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」ことを目的とすると述べています。

国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するのです。もし病気になって働けなくなると生活費を稼ぐことができなくなり、たちまち困窮してしまいます。そうすると犯罪が増えて世の中は乱れます。

（自己責任だろうとは言わないでください）誰も病気になろうと思ってなったわけではないのです。その時に医療を施すことにより、また働けるように寄与することが生活を安定させることになります。私たちの医療はこの目的にそぐわないのでしょうか。

わたしはこれこそが健康保険にこだわる理由だと思っています。

もちろん自費施術もありますが自費だといつでも誰でもどんな時も受療できるとは限りません。

世界では

世界を見てみると、アメリカでは医療費は基本すべて自費になります。〔オバマ氏が大統領になったとき誰でもが平等に医療にアクセスできるようにとのことで医療保険（オバマケア）を法制化しました。〕

またイギリスでは保険制度はなく NHS（ナショナル・ヘルス・サービス）が税金で賄われています。また高橋養藏前代表が訪問されたキューバでは国家保健省が全国民の医療費を無料として医療福祉を施策として実施しているようです。

日本では

日本の医療制度の歴史を紐解いてみると大正デモクラシーのころにいろいろな思惑はあったにせよ「健康を守る」という概念が定着していきました。それはとりもなおさず一人の人間として対等に見ていこうとした表れでもあったのです。

そして戦後、国民皆保険が制度化されて現在に至っています。

しかしながら、戦後民主主義において医療に限って言えば民主主義は成就しておらず、一貫して医療から伝統医学は除外されてきました。

しかし病院医療が行き詰まる中で1960年代から打開策として漢方医学が脚光を浴びてきました。医科大学でも自主的に漢方医学を学ぶ傾向も見られてきました。

このような情勢下で私たちは何を目指してゆくのでしょうか。これを話し合う機会が欲しいですね。



手数料改定について お知らせ

2022 年 8 月 15 日

代表理事

清水一雄

財政再建プロジェクト

橋本利治

時下会員諸兄姉におかれましては、ますますご活躍のことと拝察いたします。

また、日頃より当会の運営にご理解、ご支援賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、6 月 19 日の総会におきましては、執行部提案としての手数料改定説明に対し、会員から十分な論議がないとのご意見をいただきました。その際、議長提案により、異例ながら今回に限り特別承認してはどうかとの発言があり承認していただきました。

しかし後日、執行部で論議した結果、会の財政状況も大変苦しく、前期に続き今期も赤字になることは避けられないが、社会状況を考えると改善の余地を探るべきではないかとの意見が一致しました。

そこで「財政再建プロジェクト」を立ち上げ検討する事となりました。そこで十分な論議と検討をした結果、なお財政再建が図れないと判断した場合は、本会存続のために、会員各位にご理解頂くべきとの結論に至りました。

このことを先ず会員の皆さんにご報告いたします。そして「財政再検討プロジェクト」には、多くの会員のご意見を頂くとともに、会員皆さまのご参加をお願いする次第です。

詳細につきましては随時、通信等で広報しますので、ご意見を事務局までお寄せください。何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

体験マッサージ治療報告

岩下 幸卯

東洋医学を広めるために、千駄ヶ谷社会教育館にて月に一度、体験マッサージ指圧治療をおこなってきました。多いときは7～8人、少ないときには2～3人の患者さんが来てくれています。

そろそろ4年ほど継続してきたと思いますが、はじめて治療を体験するという人にめぐりあうと、治療を体験してもらうためには大切な場だと思い参加してきました。

ここへきてコロナの影響から、社教館祭りも展示物だけとなり中止です。

以前、会の治療院を立ち上げる話がありましたが、新しい患者さんに治療を体験してもらうためには、会の治療院ができるといいのになーと、つくづく思います。

このところ厚生労働省の対応は、東洋医療をつぶしにかかっているようなやり方です。

あん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の療養費からの排除です。

立法府、国会議員にも働きかけが必要です。患者が必要な場合は、マッサージ療養費とはり・きゅう療養費を支給する制度へ、改善を呼びかけ辛抱強く戦わなければならないでしょう。

コロナ禍の引き続くなか、会員も会もいろいろ困難を抱えていますが、国民の健康維持、免疫力の強化のため、伝統医療の必要なことは必ず理解されると思います。

「あはき」療養費支給制度の確立を

監事 久下勝通

総会では、いろいろ重要な問題につき報告や問題提起がありましたが、残念ながら問題を絞り意見交換をするということができませんでしたので、今後の課題と思います。

論議が是非とも必要と思う問題は「受領委任払い」の問題です。

橋本副代表は総会での「基調報告」のなかでこの問題について提起しています。

業界も我々も「つまり受領委任払い制度の真の姿を見抜けなかったということです。受領委任払いの真の姿とは国による管理の徹底です。保険施術を認める代わりに国の管理下に組み込まれるということでした。」

この指摘の通りだと思います。

一言付け加えれば「はり・きゅう治療、あん摩マッサージ指圧治療は医業類似行為である」という、法を無視した政府見解に基づく管理に取り込むということです。

何から何まで厚労省通知で規制し、「あはき」療養費の支給は、医師の治療手段のない場合、医師が治療を行わない場合に制限されていきます。「あはき」の治療資格を持っていたとしても、手続きの制限により療養費の申請をできない場合も出てきます。「あはき」療養費は、国民にはいよいよ理解困難なものになっていくという事ではないでしょうか。

高橋渉外担当理事も『「あはき」の現状を振り返り、今後の目標』の中で、『「あはき」療養費として法制化を』を提起していますが、ぜひ検討が必要な問題だと思います。

入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問介護療養費という、いろいろな療養費が支給されており、国民の医療選択の幅を広げるために運用されているのです。

「あはき」を必要とする国民が選べるように、はり・きゅう・マッサージ治療も『「あはき」療養費の支給』として、どのような場合に、どのような手続きで支給されるのか明確にしようという提案であり重要な問題です。

審査請求を体験してこそわかる受領委任払いの実態

2021年から2022年、会は、受領委任払い取り扱いの変動への対応に追われるなかで、清水代表、橋本副代表が二人の患者さんと共に不支給審査請求に取り組みました。

この二つの審査請求の審査結果により、患者の健康状態を無視しても、「あはき」療養費の支給規制を強化する、受領委任払いの実態が明らかになりました。

何よりも通知がだいじ

橋本利治さんが患者さんで行った変形徒手矯正術の不支給審査請求において、患者さん自身が都庁で行われた審査会に出席し自分の病状について次のように発言したのです。

「私は脳性麻痺1級です。生まれつきの障害者です。私の右手は麻痺があるためほとんど使えません。何もしないと右手は固くなってしまっていて痛くてたまりません。そのため、毎週自宅に来てもらってマッサージを受けています。マッサージを受けたときは、右手は軽くなったような気がします。少しは動くようになります。」

この患者さんの変形徒手矯正術を不支給とした理由は、毎月の同意書発行に際し医師の診察が行わ

れていないとの理由です。

同意書を発行されている医師は、変形徒手矯正術の必要性は認めるが、患者の負担が大きいため毎月の診断は必要ないとの意見です。しかし、医師の同意書は毎月提出されているのです。

変形徒手矯正術が1ヶ月毎に診断が必要な理由について橋本さんが情報開示請求を行うと、そんなものはないとの厚労省の回答だということです。

患者の立場に立てば、不支給の理由は考えられない審査請求です。生まれたときから麻痺の障害を抱える患者の訴えを無視するのは、許されないだろうと判断する審査請求です。

しかし、不支給処分の審査を行う東京都国民健康保険審査会の審査は「審査請求の審査は保険者が厚労省の指示に従って処分したのかどうかを審査するものである」というのです。

難病を抱えた患者の健康への配慮、医療を受ける権利の尊重など無関心という審査です。「あはき」療養費削減へ血も涙もない審査行政の感がします。

創作するような不支給

清水代表が患者さんで行った審査請求は、あん摩マッサージ指圧治療の不支給にたいする審査請求です。医師の同意書の提出を受け治療を開始し、四肢の関節拘縮、脊柱管の筋萎縮と関節拘縮によって生じる下肢痛、痺れの改善を目的にした治療により改善が見られてきた。

ところが保険者は、治療が長期に亘ること、保険者の電話による問い合わせに対する医師の見解は、関節拘縮は該当しない見解である確証を得た、ことを理由に不支給の処分をしたのです。

保険者はまず「関節拘縮が起きているか否か、医学的に見た具体的所見をご教授ください」との文書による問い合わせを行ったのです。

これに対する医師の見解は「腰部脊柱管狭窄症によるしびれ感、下肢痛を認めます。」「変形性関節症による両膝、両肩の可動制限は認めるかもしれません」。医師は文書の回答で下肢のしびれや痛み両肩、両膝の可動制限を認めているのです。

文書での医師の回答は、保険者の意図した回答では無いようでした。

そこでさらに、電話で医師に関節拘縮は起きていないとの医学的所見を求めたようです。驚くのは、保険者は医師と直接会話したのではなく、第三者を通しての間接的な会話で、「関節拘縮はない」という医師の見解を確認したということです。

第三者を通して確認したという、医師の見解が不支給の理由になっているのです。

医師の同意書、さらに、保険者の問い合わせに対し文書で回答した医師の見解は無視するのです。

創作する不支給処分です。

これからの問題

不支給問題は審査請求により追求し、患者、国民の必要とする治療が、煩雑な手続きや医学的根拠のない規制で受けられない実態を明らかにすることは重要です。審査請求で不支給処分を取り消させることはなかなか困難ですが、患者の病状、健康状態を無視する不合理な不支給の実態を明らかにすることは十分可能です。国会議員などへの宣伝を考えなければと思います。

不支給問題を裁判で争うことができれば、療養費支給における「あはき」の差別的排除の不当性などを問題にできます。「あはき」の「療養の給付」「療養費の支給」制度の検討が必要です。

医師の印象と疾患との相関関係に学ぶ

中野 郁雄

我々は日々患者と接触しているが、我々自身もまた患者も、心身共に常に全く一定ではなく、体調の善し悪しがある。

又それぞれに性格があり、患者との相性みたいなものも無いとは言えない。

患者から病院の医師の話を聞くことがあるが、先生が優しくて親切だという時の患者の顔は笑顔だが、怖い先生や無愛想な先生の話になると顔は曇る。

そう思うと我々の印象が、患者に与える影響は大きいと思える。

私の知り合いに某看護大学の事務長がおり、その看護大 1 年生 66 名の協力を得て、東京大学医学系のグループが、医師の「非言語行動」（言語以外の微笑み、頷き、視線、姿勢、身体の動き、声のトーン）による、患者が医師に対して抱く印象の違いを調査した。

調査方法は、ある病院の診察室にて、机の前に医師が座り対面に患者が座って、A、B 二種類のパターンで問診をするというもの。

医師と患者の役は同じで、問診の内容も同じだが、A の医師は患者に対する視線や微笑み、頷きの回数が多く、体幹を患者に向け、前傾姿勢を取る時間が長く、温かい声のトーンで話す。

一方 B の医師は、患者に対する視線や微笑み、頷きの回数が少なく、体幹を机に向け、後傾姿勢を取る時間が長く、平淡で冷たい声のトーンで話すことにより、直接性の低さを表現した。

その結果医師の印象による患者の心証として、温かさや冷たさ、親しみや不安感、又敬意を感じる度合いなどに、大きな差が出たことは自明の理である。



人は感情や対人態度の表現をする際には、言語による表現は全体のわずか 7% にしか過ぎず、声による表現が 38%、顔による表現が 55% と言われている。

また患者が医師の対人態度を「親密さ」や「好意」を示していると感じ、「支配性」が低いと認知することにより、患者の不安が軽減し、診療に対する満足度が高まることが報告されている。

患者は疾患や異なる環境に置かれることに不安を持ち、社会的立場が医師より相対的に弱い為、医師が表出する「非言語行動」に敏感になり、注意を払うと考えられる。これらの実験結果から、我々も上述の内容をよく心に留めて、治療に活かしていくべきと考える。まず第一に、患者の身になって、心から患者の苦痛軽減のため、温かく親切に優しさと慈愛の精神をもって接していきたいものである。

私の冒険は今後も続きます！

土田 仁

私は現在、実費中心で鍼灸専門の鍼灸院を経営し今年で13年目を迎えました。開業当初から殆ど実費中心で行って参りましたが、希望の方には健康保険を併用しながら行って参りました。

健康保険を取り扱える事は大変素晴らしい事です。

医師や患者様、そして大きな会社や保険者等と対等に仕事を行う事に依り、社会の一員として「認められた」と思える証であり自分自身のモチベーションも上がり、その恩恵を患者様と分かち合い感謝され良好な関係を築いて来た過去が私にもございます。

更に往療の回数が多いと経営的にも大変助かりました。

しかし、ある出来事から一変します。今まで快く同意書を書いてくれていた医師が同意書を書いてくれなくなったのです。この医師が同意書を書いた他の鍼灸マッサージ院で不正があったためです。

その事をきっかけに、私の鍼灸院の同意書も色々理由を付けられ、突然に書かないと言われたのです。私はちゃんと再同意のための報告を怠らずに行っておりました。私は大変心から傷つきました。それから、鍼灸師の立場がよくわかりました。私の生き方、世の中や人々に対する考え方が180度変わりました。

そんな折に一雄代表から「我々の仲間と共にその思いを一緒に共有しやって行かないか！」と温かいお言葉を頂きました。傷ついていた私に一雄代表から頂いた温かいお言葉が今でも忘れられません。そして、この会の皆様の心の温かさに支えられてここまで来ることができました。

しかし、私は尚の事、同意書の件が納得できずにあります。そして、鍼灸マッサージ師の立場と信用の事、そして、社会から外れた立場だからこそ人様をお救い出来る事、色々考えました。

「心身一如」という、心と体は一体であり、病の原因は日々の心の状態が大切という東洋医学の考え方、自分の思う鍼灸や施術の素晴らしさ、社会的な縛りが無くマイナー路線だから自由にやれる。自分が楽しければ楽しいほど、患者さんも楽しいし喜びも感じられる。元気も与えられる。

「よし！本当の意味での喜び幸せを実現しないと」その事に気が付きました。

「実費で思う料金でとことんやってみよう！」本当にやりたかった事、その事に気付けたという意味ではこの出来事は良かったのかもしれない。



実費診療でメニュー内容と料金を考え直す

実費治療の場合「世の流れや自分の技術の向上によっても料金は絶えず試行錯誤を繰り返し今後
も変動して行く」と覚悟しないといけないと考えて居ります。

私の鍼灸院ははっきり言って安くはありません。その価格に至った経緯は、①私の施術に価値を
認めて下さる患者様の意見を参考に「いくらくらい頂けるか」を参考にしました。

②自分のモチベーション。③消費税や物価高などの世の情勢の変動。これらを注視して決める感じ
です。また、エステやカイロ、整体などの高価格帯の施術所ではどれくらいの相場で行っているの
かも参考にしました。

しかし、一番は自分の面倒をよく見られる事「自分がいくら欲しいのか。施術でどれくらい頂け
れば満足できるのか。そのためにどれくらいの施術やサービスを提供出来るか」という事、己に忠
実になるという事が大切だと思います。それで継続して行くと自然にコミュニケーションを取れる
患者様が少しずつ増えて来ます。

そうすると一旦はその価格帯で固って来ます。そこからは自分で決めるというよりも価値は患者
様が決めてくれるという事です。「世の動きと客層そして自分の施術と気持ちにずれは無いか」など
を絶えず気を付ける様にします。

実費で行うメリットとしては、安くは無いので初めてお越しになる場合にはきちんと慎重に検討
してから来るようになります。そうすると、様々なトラブルも回避できます。また、急いで施術を
受けるケースが減り時間に余裕のある時にしっかりと受けに来る層が断然増えますので、当然施術
家も集中できますし患者様にも良き結果が出やすい、良い評判にも繋がりやすいのです。この良い
評判は無理して宣伝した結果ではなく自然に行った結果、繋がる良い結果です。イコール未然にト
ラブルを防いでいる事になります。

当然、自分自身のモチベーションも上がり、そのエネルギーをやる気に変える事が出来、生き生
きと次から次へとくる患者様に対応出来ます！



また、出来る限り自分が納得する範囲で良いので良
いものを提供するようにコストも掛ける必要があり
ます。

大きい所とは違う自分の所にしかない居心地の良い
空間を徹底的に追及するのです。

そして、更に自分の目指した施術でもって兎に角
集中し「患者様は何を求めて居るのか」「趣旨から逸脱せずに最大限応える事が礼儀を尽くす事」な
のです。

実費治療は相当な覚悟が居ります。しかし真剣に自分の内面と正直に向き合い自分の施術と評価
してくれる患者様方のご意見を照らし合わせる事に依り重要な事が見えてきます。大切な事に実費
を通して気付く事が出来ました。そして、保険であれ実費であれ共通する本質というものにも気づ
かされる日も来るものと思われまます。私はその時々でベストな対応に変えるつもりです。

ごあいさつ

黒川邦日児

この度、理事に立候補し、総会において選出されました。

私は板橋区に暮らして50年になります。17年前に地元ではり・きゅう治療院を開業いたしました。

会では監事として二期4年間、久下監事とともに会の運営に携わりましたが、7年前に体調を崩し、やむなく役職への参加は控えていた次第です。

会は、新しい会員を増やして、役員も若手の参加が必要です。

いろいろと大変な状況ですが、ともに頑張りましょう。

理事再任（在宅ケア部担当）のご挨拶

山内恵美子

この度、2022年度総会におきまして、理事に再任いたしました。

再任といいますのは、コロナが隆盛してきました2020年に理事を一度退任いたしました。

そして同時に新しい方が理事に就任され、在宅ケア部を担当されることとなり、期待しておりました。

しかし、その後に財務の副部長を兼任されるという事を知りました。

それで、兼務では、ご負担でもありますし、コロナが終息しました暁には、お手伝いが必要かとも考え、立候補いたしました。

このコロナ禍でも、私達に治療をお求め下さる患者さん方が、まだまだおられます。

本当に有り難く、この仕事に携わった者として、微力ながらその責任と期待を果たすことを忘れてはならないと自戒いたしました。それには、鍼灸、マッサージ師に求められています事は、何かまた如何にあるべきかを会員同士で学び、教え合うことが不可欠だと思います。

これからも、会員の希望を取り入れ、患者さん方のご要望に沿って会員の質を向上していきますよう研修を続けていきますよう、心から願っております。

何とぞ、皆様のご協力を宜しくお願い致します。第七波のコロナ禍又、サル痘も心配です。

研修会がいつ行えますかは、不透明ですが再開の時には多くのご参加をお願い致します。

日々の仕事におきましてもいろいろ困難がおりと思います。

患者さん方のためにも、諦めず努力してまいりましょう。

“理事の横顔”

ゲスト：理事、石原則子先生

インタビュアー：事務局次長、土田仁

会のお世話をさせて頂いてる理事の先生方を皆さんは、ご存知だろうか！？

意外と第一印象とは別の素顔をお持ちだったりするものです。

日頃、お世話をしている理事の素顔を尋ねより、会員相互が理解を深めコミュニケーションが取れるきっかけになればと思いこの企画を始めました。

トップバッターの今回はこの企画の発案者でもある石原則子理事に私、土田が Q&A 方式でインタビューしてみました！

Q 土田 石原先生がこの業界に入ったきっかけは何ですか？

A 石原理事 亡くなった主人が、鍼灸、マッサージ師でした。私は、以前銀行で融資の窓口担当でした！

趣味は、テニス、山登り、詩吟です。木曜日の休診日は、これらの趣味に充てています！土田理事は？

Q 土田 銀行の融資担当だったんですね！すごいですねー！私は東洋医学の考え方や世界感が気に入り「もう、これしか無い！」と言う感じですかね！他には何も出来ると思う事ありませんでしたからこの世界で必ずと言う思いも強かったと思います！

石原先生は趣味も多く大変充実して居ますね！やはりそんな素敵なお石原先生を慕ってお越しになる患者様も多いのではないのでしょうか。石原先生の得意な疾患や力を入れている疾患は何でしょうか？

A 石原理事 資格取得してから、武者修行のように新橋で女性鍼灸師を募集していましたので飛び込みました。2時間、鍼灸をやってもらいたい患者さんがいまして勉強になりました！

自信に繋がりまして主人亡き後も自分で何とかやっていく事ができ、家も建て替え新しい治療室でやっていけます！

得意な治療は、女性特有の疾患と坐骨神経痛です！

助産院からの紹介で逆子が治ったのも、自信に繋がりました！

リンパ浮腫療法にも力を入れています。

Q 土田 旦那様が他界された事は石原先生にとって大変悲しい出来事だったと思います。それにも拘らず自ら更に女性鍼灸師としての自立の道を歩まれた訳ですね。更に家も建て替えられ、新しい治療室で営業されてる訳ですね。天国から旦那様も大変お喜びの事と思います。そして女性特有の疾患を得意とされ、結果を出されて居り、大変素晴らしいと思います！インタビューして居て同じ鍼灸師としてとても嬉しい思いです！最後にこの会に入ったきっかけと今後この会で皆さんとやって行きたい事を教えてください！

A 石原理事 神奈川の組合が、解散した時に清水代表に声をかけていただきました！大変感謝しています。目立った活躍はできなくてもいつも患者さん側に寄り添っていきたくて思っています！また、微力ながら会のお役に立てれば幸いです。

Q 土田 まだまだ趣味の事など、沢山聞いてみたい事があります！是非、懇親会などで直接お話を伺ってみたいですね！皆さんの中にも理事の石原先生に関心を持たれた先生方もきっと居らっしゃると思います。是非、同じ会員の仲間ですので気さくに声を掛けて見てください。今後とも皆さん仲良くよろしくお願い致します！また、石原先生は治療に関しても非常に素晴らしい経験をお持ちですので是非、ご投稿お待ちしております！本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました！！

清水きょうせいによる、マッサージ整体術の基本 身体の使い方

コロナ禍ではありますが伝統手技療法臨床研修会を開催します。

(但し緊急事態や、講師の感染などあれば中止します)

コロナ禍でありますので限定 6 名、3 組で開催します。

清水きょうせいのプロフィール：

30 数年前に偶然に活法整体術の師匠を紹介される。寺子屋風の活法塾にて数年間学ぶ。その後は活法を活かしながら治療院を継続する。また活法以外にも各種整体など習う。しかしすべて活法流にアレンジして今日に至る。



※この技術がすべてではありませんが、皆さんの今までの技術に少し加えるだけでも違います。また鍼灸メインの先生は最後の仕上げに少し使うだけでも全然違います。

※当日は YouTube 動画で配信予定です。URL は開始前に会員サイトの一斉メールで送信します。希望しない方にもメールが送られますがご容赦ください。個別のメールは開催直前には、現場は混乱しておりますので無理かと思います。

1 部：マッサージ整体に必要な身体の使い方

基本：1, 押す、2, 引く、3, 固定。

- 1, 「押す動作」は当然のことマッサージ指圧の基本であります。今更ながらと思うでしょうが、まずは実技を見てください。腕の力を抜いて身体を利用します。
- 2, 「引く」整体の技をかけるときにこの引く動作はとても大事です。また介護にも応用できます。
- 3, 「固定」自分の手、腕を固定。各種整体を行う時にとても重要な技術です。これも介護に応用できます。

注※2 部以降は 1 部終了後参加者の感想を聞いて継続するか判断します。

2 部：全身の骨格調整術

骨格の見方の基本：きょうせいの骨格調整は頭蓋骨から足先（拇指）まで各種あります。今回は、まずは紹介まで。

3 部；実技編

研修で学んでも実際の患者さんに応用できるかはまた別物です。本番さながらの研修です。

4 部：番外編、介護に応用できる身体の使い方

日時等は P1 に掲載しています。皆様のご参加をお待ちしています。

【海江田万里の政経ダイアリー】2022.7.29号

臨時国会の会期について

8月3日から三日間の予定で、臨時会（臨時国会）が開かれます。衆議院の総選挙の後の国会は特別会（特別国会）と称されますが、参議院議員選挙後、任期が始まる日から30日以内に開かれる国会は「臨時会（臨時国会）」で、一般の臨時国会と区別はありません。

そこで野党は、新型コロナウイルス感染症の再拡大対策や、安倍元総理の国葬の是非、物価高など現在、山積している内外の諸問題に対処するため、臨時国会の大幅な会期を求めていましたが、与党は、今回は参議院の正副議長などを決めるにとどめるとして、会期は三日間に決まりました。

毎年1月から始まる常会（通常国会）は憲法第52条の規定で、「毎年一回これを召集する」となっていて、会期は国会法で150日（1回の延長ができます）と決まっています。一方、臨時会は憲法53条の規定で、「内閣は国会の臨時会の召集を決定することができる」とあり、召集権は内閣にあります。会期については国会法で「両議院一致の議決で定める」となっていますが、最終的には、今回のように議会で多数を占める与党が決めることになります。

私が、最近、深刻な問題だと考えているのは、夏の間の国会の閉会期間が長くなっていることです。試みに、2017年から2021年までの国会の夏休み期間を調べてみました。

●2021年は6月16日に常会が終わり、臨時会が開かれたのは10月4日ですから、110日間。
●2020年は6月17日から10月26日までの91日間。●2019年は6月26日に常会が終わり、参議院選挙後の臨時会が5日間ありましたが、本格的な臨時会が召集されたのは10月4日ですから、閉会期間は96日間でした。●2018年は7月22日に常会が終わり、10月24日が臨時会召集ですから94日間。●2017年は6月18日に常会が終わり、臨時会は9月28日に召集されたものの、冒頭解散になりましたから102日間の休会です。

この5年間、平均すると毎年およそ100日弱の期間、国会が開かれていないことがわかります。もちろん、国会が開かれていない間、議員は遊んでいるわけではありません。地元での活動や党内の勉強会などもあります。しかし、国会が開かれていない状態では、国会の本来の機能である国政監視や法律の審査はできなくなります。

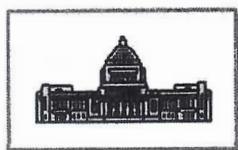
憲法は、第53条で「いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣はその（臨時会）の召集を決定しなければならない」と定めています。しかし、「いつまでに」との規定が憲法にも、国会法にもありませんから、そのままほっておかれることが多く、実際に2020年には野党は、総議員の4分の1以上の署名を集めて、政府に臨時会召集を求めましたが、10月末まで放置されました。

権力者にとって議会は、煙たい存在です。つい、先日のニュースでも「アラブの春」の先駆けになったチェニジアで、大統領が議会を解散して、大統領の権限を大幅に強化する新憲法を定める国民投票を行っています。国軍が横暴を極めるミャンマーでも議会は閉じられたままです。議会が開かれ、そこで与党と野党が真剣な議論をすることは民主主義の基本です。与野党は、国民の負託に応えるためにも臨時国会をできるだけ早く長期に開くべきだと思います。

衆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所（東京都第1区）〒160-0004 東京都新宿区四谷3-11 山一ビル

TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp



2022.8.5 発行 Vol.151

発信元: 牧島かれん事務所

月刊

政治かわら版

牧島かれん国政報告

*地元事務所

TEL:0465-38-3388

FAX:0465-38-4400

*会館事務所

TEL:03-3508-7026

FAX:03-3508-3826

コロナ感染率も増え、熱中症も心配されつつありますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。私は米国出張中陽性反応があったものの、今は公務に復帰しています。

■アメリカとの連携強化

デジタルとサイバースペース分野における関係強化のため、米国を訪問し(途中からはオンラインも含め)意見交換を重ねました。米国にはデジタル大臣が設置されたこと、どうでしょうか? 司令塔機能を持つデジタルが、あって日本が「うらやましい」とのコメントもありました。又サイバースペース分野は課題が指摘されていますが、日本が丁寧な戦略を刷新していく姿勢に高い評価をいただいています。

■AIツールケース

デジタル技術の進化に伴い、未来生活が想像できなくなり、自由はなくなるのではと心配されています。その中、視覚障害者の方でも旅ができるように研究中の「AIツールケース(AIが搭載されており、人々との接触を避けながら安全に目的地へ到着するようツール自体が道案内と音声が代わります)」。空港での実証実験に立ち会いました。混雑した人混みの中、実際にツールケースが自動走行したことで、実用化に向けて次のステップも見えてきました。デジタル技術を活用することで、こんな世界を皆で共有していきたいです。

デジタル大臣
地元のお祭りが中止が続く寂しい思いですが、バケーション地でもお過ごしください。牧島かれん
(2022.8.3)

R04 年 8 月

1	月	
2	火	
3	水	申請書〆切
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	申請業務
8	月	
9	火	
10	水	事務局通信投稿締め切り
11	木	山の日
12	金	
13	土	夏期休暇 (11 日～15 日)
14	日	
15	月	
16	火	
17	水	
18	木	NPO 体験マッサージ (13 : 30～15 : 00) 国民の会役員会 (18 : 30～20 : 30) web
19	金	通信発送
20	土	
21	日	ケアマネ会議 (10 : 30～12 : 30)
22	月	事務局会議 (13:00～15:00)
23	火	編集会議 (13 : 00～14 : 00) web
24	水	
25	木	
26	金	
27	土	
28	日	NPO 理事会 (10:00～12:00) 三役会 (14:00～17:00)
29	月	支給明細などの発送
30	火	
31	水	療養費の振り込み

R04 年 9 月

1	木	
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	
5	月	
6	火	
7	水	申請業務
8	木	NPO 体験マッサージ (13 : 30～15 : 00) 千駄ヶ谷社会教育館・和室
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	
11	日	伝統手技部会 (13 : 30～14 : 30) 伝統手技療法臨床研修会 (14 : 30～17 : 00) Ycc 代々木コミュニティセンター
12	月	事務局会議 (13:00～15:00)
13	火	
14	水	
15	木	国民の会役員会 (18 : 30～20 : 30) web
16	金	通信発送
17	土	
18	日	
19	月	敬老の日
20	火	
21	水	
22	木	
23	金	秋分の日
24	土	
25	日	理事会 (13 : 00～17 : 00)
26	月	
27	火	
28	水	支給明細などの発送
29	木	
30	金	療養費の振り込み

※国民の会：健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO：NPO 法人東洋医療を考える会